習志野市教育委員会会議録 (平成28年第5回定例会)

1 期 平成28年5月25日(水) 日 教育委員会1階大会議室 午後1時30分 開会時刻 閉会時刻 午後3時00分 2 出席委員 委 員 長 原 田 孝 員 委 梓 澤 キヨ子 委 員 斎 子 貞 廣 委 員 敬明 古 本 榮 人 委 員 植 松 健 之 出席職員 学校教育部長 櫻 3 井 生涯学習部長 井 澤 修美 隆 学校教育部次長 小 熊 勝 雄 生涯学習部次長 斉 藤 学校教育部副参事 佳 司 竹 田 教育総務課長 小野寺 良 夫 学校教育課長 髙 橋 孝 志 指導課長 宏 上 原

総合教育センター所長 米 澤 弘実 社会教育課長 佐々木 博 文 生涯スポーツ課長 柴 野 文 明 青少年課長 佐久間 心 青少年センター所長 野 浦 大久保公民館長 寄 主 義 学校教育部主幹 Ξ 角 寿 英 俊 学校教育部主幹 奥山 学校教育部主幹 順子 宍 倉 学校教育部主幹 小 澤 由香 慈彦 学校教育部主幹 鵜 沢

之

哲

之

人

裕美

中 村

生涯学習部主幹

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について
- (2) 平成28年度育英資金受給者の決定について
- (3) 平成27年度新体カテストの結果について
- (4) 平成28年度習志野市学校評議員の委嘱について
- (5) 大久保地区公共施設再生事業の現状について

第3 議決事項

議案第26号 平成28年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定につい て

議案第27号 習志野市社会教育委員の委嘱について

議案第28号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

5 会議内容

原田委員長が

平成28年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(4)及び議案第26号ないし議案第28号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成28年第4回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について

(学校教育課)

髙橋学校教育課長

この制度については、習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則に 基づくもので、高等学校、大学等に入学する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に 対し、入学準備金の融資のあっせん及び、その利子を補給することにより、教育の振興を図ること を目的としている。手続きの流れについては、まず、保護者は、教育委員会に対し、銀行融資のあっせんを受けたい旨の申請をする。教育委員会では、その申請を受け、基準に基づき、銀行融資のあっせんを決定する。その後、決定した方については、実際に取扱金融機関で融資の申し込みを行ってもらい、銀行で行われる審査を受け、融資の可否が決定となる。融資が受けられるようになると、その利子の全額を市が補給することになる。

また、あっせんの要件については当該規則の第4条で示すとおり、(1)学校教育法に規定する高校、大学などに入学する子の保護者であること、(2)習志野市に1年以上居住していること、(3)準備金の調達が困難であること、(4)準備金の償還について十分な能力を有すること、としている。(3)準備金の調達が困難であることについては、世帯の収入で判断する。概ね生活保護基準額の3倍以内とし、また、日本政策金融公庫の、国の教育ローンの上限額を目安としている。また、要件の4番目である、準備金の償還について十分な能力を有することについては、同一場所で1年以上勤務し、安定して継続的な収入があることを条件としている。

続いて、平成27年度分については、申請者数は、私立大学入学予定者1名、私立短期大学入学予定者1名の計2名であった。教育委員会において、この2名に対し、銀行への融資のあっせん決定を行い、うち1名が、銀行での融資が決定し、残り1名は、融資不決定であった。申請者数は、年々、減少傾向にある。参考までに、平成25年度の申請者数は9名で、うち融資決定者は3名、平成26年度の申請者数は2名で、うち融資決定者は1名であった。融資額については、平成28年3月31現在、制度開始からこれまでの融資額の累計は、1億4千820万円、融資残高は、7名分で140万8、679円になっている。

最後に、年度別の利子補給額については、平成27年度、融資者に対し、利子補給した金額は、 14名分で10万7,429円であった、と概要を説明

古本委員

この制度では市が利子を補給している他に信用保証協会に銀行は求めていないのか、と質問

髙橋学校教育課長

調べて後程回答する、と回答

古本委員

銀行は保証協会を通してプラスアルファで借りている人に対して何か求めていると予想される。 それも申請者が減っている要因の1つではないか。市が保証人になっているのか。利子を補給していても、利子の他にも借りたお金以上のものを支払わなければならないのならば、それは問題なのではないか。また、申請者が減っているのはこの制度が必要とされなくなったからか、あるいは制度が認知されなくなってきたからか、と質問

髙橋学校教育課長

千葉銀行や国の教育ローンなども充実してきており、そちらを利用する人が増えていることが最も大きな要因であると考えている。また、他の制度に比べて手続きが煩雑なことも申請者が減っている要因の1つではないかと考えている。他の制度ではインターネットでも申し込みが出来たり、融資額にも差があったりする。市としてこの制度があるということにも意義があると思うので、制度の見直しや更なる周知の徹底を検討しなければならないと考えている、と回答

古本委員

手続きが煩雑であることが原因の1つとなっている場合には改善が可能だと思うので、ぜひ改善してほしい。また、不決定となってしまった申請者がそのために夢を諦めなければならなくなったということはないか、と質問

髙橋学校教育課長

本制度で不決定になった方は他の教育ローンを利用することができたと聞いている、と回答

古本委員

過去に不決定になっている申請者についても、不決定になったために進学等の夢を諦めることがなかったか、個人情報なのでハードルが高いとは思うが、出来る範囲で調べてほしい。もしそのようなことがあった場合には、改善の余地があると思うので、市民のニーズに応えられるようにしてほしい、と要望

原田委員長

申請者が最も多かった時期と比べると約20分の1になっている。申請者の減少に対する対策として制度の周知を図ると昨年答弁していたと思うが、具体的に何かしてきたか。せっかく良い制度があっても、情報発信をして市民に周知しなければ意味がないと思うが、周知の徹底は図っているのか、と質問

髙橋学校教育課長

ホームページや広報での周知は行っているが、まだ申請者の増加には繋がっていない、と回答

原田委員長

この制度については中学校には情報提供していないのか、と質問

髙橋学校教育課長

中学校には情報提供していないが、高校には情報提供をしている、と回答

貞廣委員

申請者を増やすための対策を打つために、まずはなぜ申請者が減っているかを具体的に検証すべきだと思う。この制度は手続きの煩雑さだけでなく、現代の家庭事情と合わなくなってきている部分があるのではないかと感じる。最近の大学生を見ていると、本当に苦しい家庭ほど、借金を作りたくないという理由で奨学金を利用していない。たとえば、この制度で私立大学の入学準備金を借りたとすると、私立大学の学費を支払いながら入学準備金の償還をするのは難しいと思う。本人が借りられるようにしたり、国の奨学金制度のように、卒業後何年間かは返還の開始を猶予する、返還額を一定にするのではなく、最初は少ない返還額とし、収入に応じて返還額を上げていくなど、返しやすく、つまりは借りやすい制度になるよう、広報だけでなく、制度設計の見直しも含めて検証し、改善してほしい。少しでもアルバイトに追われず学校生活を送れるようにしてほしい、と要望

髙橋学校教育課長

制度設計についても検討し、見直していきたい、と回答

原田委員長

いろいろと考える余地があると思うので、もっと活用されるよう、検討をしてほしい、と要望

古本委員

この制度の対象となっている銀行は千葉銀行か。あるいは不特定多数の銀行か、と質問

髙橋学校教育課長

ここ数年は千葉銀行のみである、と回答

古本委員

制度設計について検討する際に、返済期間等についても、市が銀行と交渉をするなどして、より使いやすい制度になるよう見直しをしてほしい、と要望

小野寺教育総務課長

冒頭にあった、利子補給の他に求められているお金がないかについて回答する。融資を受ける者と銀行との間で保証契約を別途結んでいる。その負担割合までは確認できなかったが、融資を受ける側が何らかの負担をしている。また償還期間については、当該規則第6条の中で、据置期間を6カ月としている。この制度はあるだけではなく活用されなければ意味を成さないと思うので、いただいた意見を参考にこの事業について検討していく、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成28年度育英資金受給者の決定について

(学校教育課)

髙橋学校教育課長

平成28年度育英資金受給者の決定について、本年度の申請者数は17名であり、内訳は新規申請者が12名、継続申請者は5名であった。選考基準としては、(1)品行方正(2)学業成績優良(3)経済的困難(4)他からの育英資金の給付を受けていないもの(5)総合的判断、である。選考については、選考委員会を、平成28年4月18日に開催し、協議の結果、収入基準、成績基準を満たした申請者17名全員を受給対象者として承認した。面接や作文では、自分の考えをしっかり述べている真面目な生徒が多く、将来の夢や、どこの大学を目指すかなど、具体的な目標を定めており、誠実さを感じた。

また、本年度より毎月の受給を確実にするために、申請期間を変更し、周知期間を早く設定した。さらに、昨年度末に、市内中学校を通して、育英資金受給資格に該当する生徒について事前調査を行い、学校教育課へ報告をもらうと共に、中学校から制度の案内をし、申請するよう促すなど、該当者の掘り起こしを行った。このことにより、昨年度より高校1年生の割合がさらに増え、取り組みの成果が表れていると認識している。この取組については、引き続き実施していきたいと考えている、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

上原指導課長

平成27年度新体力テストの結果について、平成27年度の運動能力証の合格者数は、小中学校の男女の全てにおいて減少している。この現状を改善するために、本年度の指導課の指導重点事項にも設定したが、体力の全面的な向上には、学校における体育の日常化への取り組みが大切であることを学校訪問や研修会などで各校に指導していく。平成27年度の市平均と全国平均を比べると、ほとんどの種目で全国平均を上回った。ただし、中学生の握力・ハンドボール投げがや下回っている。小学生男子では握力・50m走・ソフトボール投げが、小学生女子では握力・ソフトボール投げが全国平均を下回っている。

この結果を受け、本年度は、特に、全国平均を下回っている握力、小学生のソフトボール投げ、中学生のハンドボール投げの記録の向上を図るため、指導課として次のように取り組んでいく。最近の傾向として投げる機会が減り、きちんとした投げ方が身についていない児童生徒が多いという実態を踏まえ、正しい投動作・フォームを身に付けさせるための指導用資料等の提供や助言、また、授業の中で意識して投げる機会が増えるように的当てゲーム、ミニ記録会などを補助運動、補強運動として取り入れ、意図的・計画的に投げる運動経験ができるよう、各学校に呼びかけていく。また、握力については、鉄棒や雲梯、ジャングルジムなどの器具・遊具などを活用した授業を確実に行うように指導していく。

続いて、校種別種目測定結果について、中学校では、全国平均より平均値の高い県平均と比較すると中学校の種目別でもやはり、握力とハンドボール投げが下回っていることから、先述のとおり投運動の充実を図るよう指導していかなければならないと改めて認識したところである。男女比較では、女子の方がやや運動能力に優れていることが分かる。小学校では、全国平均より平均値の高い県平均と比較すると、50m走・握力・ソフトボール投げも県平均を下回っている学年が多く、男女別に見ると女子は50m走、握力、ソフトボール投げに加えて、上体起こしも県平均を下回っている学年が多いことが分かる。このことから、小学校では、教科体育時など必ず発達段階に合わせた全力走を取り入れるよう、教科主任研修や学校訪問などで継続して指導していく。

次に、中学校の種目別測定結果では、どの学年でも市平均で、AB 判定、すなわち運動能力が優れているという判定の割合が全国平均を上回っており、市全体として運動能力証が与えられるA判定の割合は減っているが、大きな体力の2極化は見られないと判断している。また、ABC判定で全体の80%を超えていることからもそのことが分かる。小学校の種目別測定結果では、中学校同様にどの学年でも市平均で、AB 判定の割合が全国平均を上回っており、市全体として大きな体力の2極化は見られない。また、小学校でも ABC 判定で全体の80%を超えていることが分かる。

また、今年度は、準備運動として、けがの予防や誰でもできる運動などの観点から、ラジオ体操 を積極的に取り入れるように呼び掛けていく。いずれにしても、教育委員会としては、今後も機会 を捉えて児童生徒の体力向上に積極的に寄与できるよう指導、助言、研修機会の提供などを進 めていく、と概要を説明

梓澤委員

テレビ報道と同じような傾向が習志野市でも見られるということが分かった。毎年度、公開研究会を見ていると、体育を研究教科としている小学校では運動能力が低下しているとは見受けられないが、どのように捉えているか。学校別の比較分析はしているか、と質問

上原指導課長

学校別に分析はしているが、私が把握している範囲では、著しく劣るような種目はない、と回答

梓澤委員

全体的に運動能力の優れている学校の指導方法を見習えばその他の学校の児童生徒の運動能力も向上させることができそうか。それとも個人の能力の問題であると捉えているか、と質問

上原指導課長

どちらもあると思う。体育の先進的な取組をしている学校の実践例を体育の教科主任が集まる研修の中で紹介したり、実際の指導場面を公開研究会で見たりすることによって教員の指導力の研鑚を積むことができ、それを子どもたちへの指導に活かすことで、教員の指導力の向上により子どもたちの運動能力も向上することができると思う。一方、学校の教育活動の全体の中で、体力を向上させる機会をいかに取り入れるかという面も、力を入れていかなければ体力は向上していかないと思う。

したがって、どちらも体力の向上に有用で、やらなければならないことであり、どちらにも取り組んでいこうと考えている、と回答

梓澤委員

運動能力の低下していない学校で取り組んでいる内容を他校でも活かすことで市全体の運動 能力を向上させられると思うので、ぜひそのようにしてほしい、と要望

古本委員

学校別に分析する他にも、いろいろな分析ができると思う。たとえば、ハンドボール投げの能力が低下している原因については、昔に比べて空き地が少なくなり、物を投げる機会が減ったことなどが考えられると思う。また、全体的にではなく個別にチームに入るなどしてやりたいことをやるということが増えてきたことも一因だと思う。その他にも、運動場の広さ、身長や体重などの体格、学力などと組み合わせて分析するなど、様々な分析方法が考えられると思うので、様々な分析をしてみてほしい。今後、校舎の建替え等により運動場が狭くなることがある。そのために運動能力が低下するというようなことがあれば、運動場の広さなどの事実は受け止め、それを補う手立てを考えていかなければならない。また学力との兼ね合いでは、体を動かすだけでなく、学力を向上させることが体力の向上にも繋がるのか、逆に体を鍛えることで学力向上にも繋がるのか、なども分析できると思う。せっかくデータがあるのであれば、それらを活用することで、習志野市の教育のレベルがさらに上がると思う。分析は大変だと思うが、ぜひ様々な分析をして、何か傾向等が掴めたら報告をしてほしい、と要望

貞廣委員

私も、いろいろな課題を解決する手立てを抽出するためにも、様々な方法で分析をしてみてほしいと思う。

また、生きる力の3要素として、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力とあるうち、前回の定例会の中で学力調査の結果について報告があり、今回、体力テストの結果について報告があったが、豊かな人間性の測り方や分析手法についてどのように捉えているか。世界的にも非認知能力が注目されているが、学力も体力も非認知能力がベースになる。たとえば勤勉であること、自分の感情をコントロールすること、コミュニケーション能力があることなどや、特に日本の子どもに不足

している自己肯定感や社会への当事者意識などの分析はしているか。分析をしなければ、課題 やそれに対する手立ても見えてこないと思うが、そのようなことについて、どのように捉えているか、 と質問

上原指導課長

学力調査や新体力テストのように、豊かな人間性を測ることは行っていない。重要性が高まってきている非認知能力については今まで話題としていなかった。今後、最後までやり通す力や自分を制御する力などを教育課程の中でリンクさせ、たとえば道徳の授業や自然体験学習などでそのような視点を取り入れた教育課程というものを考えていかなければならないという認識に立っている。今はまだ具体的なものは示せないが、豊かな人間性は生きる力の3要素の1つであり、全教育課程を通じて育てなければならないので、非認知能力についてはクローズアップしていきたいと考えている、と回答

貞廣委員

このような問題について、教育委員会として、また学校として、どのように取り組んでいくかを考えることは、アクティブラーニングへの対応にも非常に重要な示唆を与えてくれると思う。そのような知見が集まったらぜひまた報告してほしい、と発言

古本委員

先生方を対象とした学力テストや体力テストあるいは自己肯定感などの教育はあるのか。子どもたちだけでなく先生方も自己肯定感を持てなければ、子どもたちに自己肯定感を持たせることもできないと思う。そのような研修等は実施しているか、と質問

上原指導課長

これまでは講義型の受け身の研修が多かったが、グループ討議や自分たちの実践してきたことの発表などの受け身ではない研修を、特に初若年層の研修に取り入れてきている。やはり教員が自信を持って指導しなければ、子どもたちに自信をつけさせるのは難しいと思うので、研修の在り方について見直していく、と回答

原田委員長

実技研修は行っていないのか、と質問

上原指導課長

実技研修も行っている。また今年度はラジオ体操の指導の実技研修も行っている、と回答

原田委員長

運動会での組体操の実施について、本市ではどうしているか、と質問

上原指導課長

7中学校のうち、1つの中学校で実施する予定である。小学校でも2校ではやらないという報告があったが、残りの14校では、見直しながら実施すると聞いている、と回答

原田委員長

教育委員会から指導をしてそうなったのか、と質問

上原指導課長

県の通達を受けて市からの通知を出し、安全配慮や説明責任の徹底について指導している、と 回答

原田委員長

個人的には、危険だからと言って何でも中止にするというのは違うと思う。状況を見ながら、子 どもたちがいろいろな活動をできるようバックアップしてほしい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(5) 大久保地区公共施設再生事業の現状について

(社会教育課)

早川学校教育部·生涯学習部主幹

本件については、本年1月の定例会において、大久保地区公共施設再生基本計画の策定について承認を頂いたところである。その後、3月の市議会において総額67億円の予算について承認をいただき、手続きが進んでいるので、その現状について報告する。

初めに、事業の位置付けについてであるが、本市のまちづくりの理念である、習志野市文教住宅都市憲章に基づき、習志野市基本構想を策定している。その中で、公共施設の再生を大きな重点プロジェクトとして位置付け、その下で習志野市公共施設再生計画、習志野市大久保地区公共施設再生基本構想、習志野市大久保地区公共施設再生計画を策定している。この大久保地区公共施設再生計画について1月に承認をいただいた。全市民が利用する、生涯学習の拠点として整備していくことを目的とし、全国的に言われている、公共施設の老朽化問題にいち早く取り組む中で、大久保地区をモデル事業として位置付けて取り組んでいるところである。

次に、基本理念・目的・目標については、持続可能な文教住宅都市の実現を基本理念としている。大久保地区については、大久保公民館や大久保図書館といった、少し大きめな、中央館的な役割を果たす生涯学習施設があるので、この地区の生涯学習の拠点機能を拡充するとともに、いろいろな人が集まり、賑わいをもたらすことで、地域の活性化を図るということを基本理念として掲げた。

続いて、各施設の基本的な考え方について、本地域については、公民館、図書館、市民会館が 北側にあり、勤労会館が南側にある。その真ん中に中央公園があるが、本事業ではこのエリアを 一体的に再生していこうと考えている。基本的な建物の配置としては、現在、公民館、図書館、市 民会館のある北側には引き続きその機能を置き、現在、勤労会館のある南側にはスポーツ機能、 子ども活動支援機能、働く人の支援機能を入れていくことを計画している。

個々の建物に関して、大久保公民館・市民会館については、建設から半世紀が経過している。 現在、建物を大事に使うという考え方が主流となっていることから、リノベーションを考えていたが、 様々な検討をした結果、現在、駐車場になっている部分に公民館・図書館機能の入る(仮称)みら い創生館を新築することを計画している。大久保図書館の建物は耐震性能が確保されているの で、リノベーションといわれる、全面的なリニューアル工事をし、そのまま使うことを考えている。こ れらの新築する建物とリノベーションする建物に図書館、公民館、市民会館の機能が移るというこ とになる。これに伴い、市民から長期間に亘るのではないかと懸念を持たれていた休館期間について、新しい建物を建ててから引っ越しを行うため、休館を引っ越し期間のみとすることで大幅に短縮することができ、市民の利便性も考えた計画となっている。今の公民館・市民会館の建物については、民間事業者に土地を貸し付け、民間事業者による事業を行っていただく。これは定期借地権といわれるもので、契約期間が終了したら返却してもらう仕組みである。勤労会館の建物については、耐震性能が確保できているということで、リノベーションを行い、使っていくことを計画している。これらの根底には、耐震化やバリアフリー化という考えがあり、現在はエレベーター等がないので、しっかりと時代の流れに沿った形にしていこうと考えている。

その他の施設面に関して、現在、野球場、パークゴルフ場、テニスコート、多目的広場、児童広場があるが、これらは引き続き利用が可能となる計画である。駐車場については、現在、各施設に分散しているものを安全面や導線を考慮して南側の1か所に集約することとしている。

続いて、ソフト面である提供されるサービスについて、本計画は基本的に現在あるサービスを継続しつつ、時代の流れに沿った形でより良くしていくこととしている。具体的には、市直営事業、市委託事業及び民間付帯事業については必ず行う。このうち民間付帯事業については、民間事業者に土地を貸し付けて事業を行っていただくもので、民間事業者に自由に行っていただくものであるが、一定の条件を付す。このエリア全体を生涯学習拠点とすると謳っているので、それを官民連携で行うこととしている。例えば、民間事業者でも生涯学習や社会教育の講座を開いている事業者があるので、市だけでなく民間事業者と共に補完的・相乗的・重層的に生涯学習を行っていこうというコンセプトを条件として付して、民間事業者からの応募を募ることを考えている。また、民間公共的事業及び民間収益事業については、必須ではないが市としてはこのようなことを民間事業者に実施してもらいたいと考えているものを例示的に示したものである。エリア全体の事業計画を作る中で、どれが最もマッチングするかを考えて、民間事業者に事業提案をしてもらうという計画になっている。

この事業は PFI 事業、すなわち官民連携の事業手法で行う。市が事業を行う際には経費の削減とサービスの充実を図ることが必要であり、PFI 事業として実施することでこれらを実現することができると考えている。PFI 事業とは、公共施設の整備や維持・管理・運営に民間事業者のノウハウを取り入れることを目的とし、建物の整備と維持管理運営を一括発注するものである。本事業は、本市が初めて PFI 事業として実施する事業であるが、これまでにも導入している指定管理者制度等と同様に、PFI 事業も民間活力の1つの手法と捉えている。具体的な財政効果としては、市が直営で実施する場合と比較して4.4%の歳出削減ができると見込んでいる。またサービスの充実としては、公民館の開館日の拡大や図書館・公民館の開館時間の拡大等が図れると考えている。

続いて事業期間について、PFI 事業としての実施期間は23年間である。具体的な内訳としては、 今年度1年間は事業者を募集し、契約を結ぶ予定である。来年度からの3か年で設計及び工事を 行う予定である。平成32年度から51年度までの20年間は維持管理及び運営とし、これらを一括 発注することを考えている。

続いて各施設の維持管理・運営について、20年間に亘りエリア全体を一括して民間事業者に維持管理及び運営を行ってもらうが、図書館及び公民館の核となる業務は市の職員が実施する。この地域は市の中央図書館・公民館として、生涯学習の方向性の決定を担うところでもあるので、そのような部分は市の職員が行うこととしている。具体的には、図書館では本の選書や調べもののお手伝いといったレファレンスサービスなど、公民館では講座企画や市民からの生涯学習相談などを市の職員が実施する。

また事業費については、冒頭でも説明したとおり、67億円という予算で3月の市議会で議決を

いただいた。この67億円の予算については、建物等の整備費、維持管理運営費及び図書購入費等を含んでいる。これはあくまでも予算であり、民間事業者と契約を締結する際に金額が確定する。この他、図書館・公民館の運営に係る市職員の人件費等が別途かかる。

続いて事業の全体スケジュールについては、設計を平成29年度に行うので、平成30年3月までは現状どおりの利用が可能と見込んでいる。その後、工事期間は2年間と見込んでいるが、工事工程は今後の民間事業者との協議により決定されるため、利用できない期間が決まり次第、市民に知らせていく。また、この計画については施設の集約も目的としており、屋敷公民館、藤崎図書館、ゆうゆう館及びあづまこども会館を集約する計画としている。これらについては、昨年度にワークショップを実施し、どのように活用したいかについて、市民からアイディアをいただいた。その後、今年度には、市民にアンケートを実施し、昨年度に出た要望が実現可能か否かについて検討していきたいと考えている。集約する施設についても、平成31年度までは現状どおりの利用が可能と見込んでいる。

最後に、今後の具体的な手続きについて、昨年度末に実施方針、要求水準書(案)、インフォメーションパッケージを公表した。実施方針は、PFI 事業の大まかな方向性を示したものであり、要求水準書(案)は、市から民間事業者に求める最低限の水準を示したものである。この要求水準書(案)については、仕様発注ですべて具体的な数値を定めたものではなく、性能発注というどのような状態にしてほしいかを記載したものである。インフォメーションパッケージは、建物の状況等、市から民間事業者への情報提供である。今年度はこれまでに事業者への説明会、質問への回答を実施した。現在、それらで受けた質問をもとに要求水準書を修正しているところであり、6月には修正版の募集要項、要求水準書等を公表する。今年度3月の市議会において、契約の議決をいただくことを目標に進めているところである、と概要を説明

貞廣委員

PFIというのがよく分からないので、PFIについていくつか確認をしたい。公共施設マネジメントにおいては、総面積を圧縮すること、民営化すること、受益者負担を増やすこと、遊休資産を活用することの4点が大きな柱になると思うが、今回は、総面積や受益者負担は変わらないのか。変わらないのだとすると、今回の公共施設再生の目的は民営化すること及び遊休資産を活用することなのか。また、なぜ PFI を導入することで約3億7千万円も削減できるのか、と質問

早川学校教育部・生涯学習部主幹

まず、なぜ民間で行うと約3億7千万円削減できるのかについて、シミュレーションをした結果、 人件費や人の配置の差が大きい。市が実施する場合に比べて、効果的・効率的に実施されると 試算している、と回答

貞廣委員

人件費の差が大きいということだが、ブラック企業化してしまうということはないのか。民間事業者が実施すると、劣悪な労働環境になることなく3億7千万円も削減することができるのか、と質問

早川学校教育部·生涯学習部主幹

23年間で3億7千万円削減、単年度では1千600万円程度削減と試算している。御指摘のようになってしまうことは避けなければならないので、そうならないよう慎重に事業者選定を行う。

また、資産の有効活用については、現在、全国的に公共不動産の活用が謳われており、日本

全国のうち約4割を公共が所有しているのが現状である。それを有効活用し、財源の確保やまちづくりに活かしていくことが主流となりつつある。本計画の場合では、駅前にある公民館・市民会館のある土地が空くので、この部分を空いたままにせず民間に貸し付けることで、民間から貸付料を取れる。また、そこに人が住んだり事業が行われたりすることで経済効果が生まれる。そのようにして、公共不動産の有効活用を図っている。

一方、受益者負担の増加については、受益者負担をすぐに見直すことは考えていない。市の仕組みの中で、3年毎に受益者負担の見直しを行うので、そのタイミングに合わせて受益者負担が適切か判断していく、と回答

貞廣委員

公共施設を再編することに関しては、既得権益を削られるのではないかと身構えてしまう市民もいると思う。公共施設の再編というと総面積の圧縮と受益者負担の増加が真っ先に思い浮かんでしまうと思うので、むしろ今回は民営化によるサービスの向上と遊休資産の活用が目的であり、縮減が目的ではないということを丁寧に説明をしてほしい、と要望

早川学校教育部,生涯学習部主幹

PFI については聞き慣れない内容なので、工夫しながら市民にしっかりと説明をしていく。市としても公共施設の削減ではなくまちづくりだと考えており、ある程度財政面で削減される部分もあるかもしれないが、まちづくり全体としてはプラスに働くものであると説明していこうと思う、と回答

古本委員

アメリカでは、認知症が減ってきている。これは高齢者が勉強をしているということが大きな要因であるといわれている。ますます高齢化が進む中で、認知症の予防も含め、生涯学習の役割が非常に大きくなってきていると思う。この事業でいろいろな人が生涯学習できるような施設が作られるというとこには大きな意味があると思う。20年後も30年後も、市民全員が生涯学習できるようなまちづくりを進めてほしい、と要望

早川学校教育部·生涯学習部主幹

今までは公民館等の公共施設には高齢者が集まることが多かった。この施設にはいろいろな世代が集まり、交流し、刺激を受け合うようになれば、御指摘のような効果も生まれてくるのではないかと考えている、と回答

古本委員

空き地等が減ってきて、図書館も集約されていく中で、人が集まれる場所やまとまって体を動かせる場所、各人が勉強できる場所は非常に重要だと思うので、ぜひそのようなセッティングをお願いしたい、と要望

梓澤委員

大久保地区公共施設再生計画の対象となる施設の中で、教育委員会が所管しているのは公 民館と図書館のみか、と質問

早川学校教育部・生涯学習部主幹 市民会館も教育委員会の所管である、と回答

梓澤委員

これまでにも公民館や図書館の今後についての説明があったが、今後も公民館や図書館には市の職員がいるという理解でよろしいか、と質問

早川学校教育部·生涯学習部主幹

施設再生後は、公民館・図書館には市の職員と民間の職員の両方がおり、各々の役割の仕事をする、ということを考えている、と回答

梓澤委員

公民館運営審議会委員や社会教育委員にもこのことについて説明をし、了解を得ているのか、と質問

早川学校教育部・生涯学習部主幹

諮問・答申という形は取っていないが、両委員に説明をし、意見を頂き、了解を得ている、と回答

梓澤委員

以前、新習志野公民館への指定管理者制度の導入にあたって、両会議の了解を得ているという説明を受けたので、今回も了解を得たか確認した。また、民間活力を目的とするのであれば、大久保図書館以外の図書館や新習志野公民館のように指定管理者制度を導入するという選択肢もあったのではないかと思うが、なぜ指定管理者制度にはしなかったのか、と質問

早川学校教育部·生涯学習部主幹

習志野市としては生涯学習をどのように進めていくかの方向性を決めるという根本の部分については、市の歴史やまちのことをよく知っている市の職員が行うべきと判断したためである。と回答

梓澤委員

民間の発想を十分に引き出せるよう、本年度の契約段階から、社会教育課をはじめとする関係者に十分に関わっていただきたい、と要望

早川学校教育部·生涯学習部主幹

民間と市の双方が刺激を受け合いながら進めていくのが良いと考えている。また社会教育課と の連携については、これまでもしてきたが、これからもしっかりと連携しながら進めていく、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成28年6月29日(水) 午後1時30分に決定された。

<委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について>

その他 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

原田委員長

委員長の選挙は、会議規則第7条の規定により、無記名投票又は指名推薦の方法によることとされており、これまでの慣例により、指名推薦の方法にしてよいかを諮り、全員異議なく指名推薦によることと決定した。

原田委員長

次の委員長の任期は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの1年間となる、と説明

原田委員長

次期委員長に梓澤委員長職務代理者を推薦したい、と提案

原田委員長が全員異議なしと認め、次期委員長は梓澤委員長職務代理者に決定された。

原田委員長

委員長の職務代理者については、会議規則第8条の規定により、委員長の推薦に基づき、教育委員会が指定することになっている。また、任期は委員長と同様となっている、と説明

梓澤委員

古本委員を推薦したいと、提案

原田委員長が全員異議なしと認め、次期委員長職務代理者には、古本委員が指定された。

<報告事項(4)及び議案第26号ないし議案第28号については非公開>

報告事項(4) 平成28年度習志野市学校評議員の委嘱について

(指導課)

上原指導課長

平成28年度習志野市学校評議員の委嘱について、概要を説明

報告事項(4)は了承された。

議案第26号 平成28年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

(指導課)

上原指導課長

平成28年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について、概要を説明

採決の結果、議案第26号は原案どおり可決された。

議案第27号 習志野市社会教育委員の委嘱について

(社会教育課)

佐々木社会教育課長

習志野市社会教育委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第27号は原案どおり可決された。

議案第28号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

(菊田公民館)

寄主大久保公民館長

習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第28号は原案どおり可決された。

原田委員長が

平成28年習志野市教育委員会第5回定例会の閉会を宣言